京都市障害者教養文化・体育会館条例の一部を改正する条例（平成１７年１２月２６日京都市条例第９５号）（保健福祉局保健福祉部障害企画課）

地方自治法第２４４条の２第３項に規定する指定管理者に京都市障害者教養文化・体育会館の管理を行わせるために必要な事項を定めることとしました。

この条例は，平成１８年４月１日から施行することとしました。

なお，利用料金の承認の申請等の準備行為は，この条例の施行前においても行うことができることとしました。

京都市障害者教養文化・体育会館条例の一部を改正する条例を公布する。

平成１７年１２月２６日

京都市長　桝　本　頼　兼

京都市条例第９５号

京都市障害者教養文化・体育会館条例の一部を改正する条例

京都市障害者教養文化・体育会館条例の一部を次のように改正する。

第１３条を削る。

第１２条中「市長」を「指定管理者」に改め，同条を第１３条とする。

第１１条を第１２条とする。

第１０条中「市長」を「指定管理者」に改め，同条を第１１条とする。

第９条中「管理受託者」を「指定管理者」に改め，同条を第１０条とする。

第８条を第９条とする。

第７条第１項中「第４条第６号」を「第５条第６号」に，「第１３条の規定に基づき会館の管理の委託を受けた団体（以下「管理受託者」という。）」を「指定管理者」に改め，同条第２項中「管理受託者」を「指定管理者」に改め，同条を第８条とする。

第６条各号列記以外の部分中「市長」を「指定管理者」に，「一」を「いずれか」に改め，同条を第７条とする。

第５条中「市長」を「指定管理者」に改め，同条を第６条とする。

第４条を第５条とする。

第３条ただし書中「市長」を「指定管理者」に改め，「ときは」の右に「，市長の承認を得て」を加え，同条を第４条とする。

第２条の次に次の１条を加える。

（指定管理者による管理）

第３条　会館の管理は，地方自治法第２４４条の２第３項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

２　指定管理者が行う業務は，次のとおりとする。

(1)　前条各号に掲げる事業に係る業務

(2)　会館の維持管理に係る業務

(3)　その他市長が必要と認める業務

別表中「第７条関係」を「第８条関係」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は，平成１８年４月１日から施行する。ただし，次項の規定は，公布の日から施行する。

（準備行為）

２　京都市障害者教養文化・体育会館（以下「会館」という。）の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第２４４条の２第３項に規定する指定管理者に会館の管理を行わせるために必要な準備行為は，この条例の施行前においても行うことができる。

（経過措置）

３　この条例の施行の日前に附則別表の左欄に掲げるこの条例による改正前の京都市障害者教養文化・体育会館条例（以下「改正前の条例」という。）の規定による許可の申請を行ったものであって，この条例の施行の際許可又は不許可の処分を受けていないものは，同表の右欄に掲げるこの条例による改正後の京都市障害者教養文化・体育会館条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による許可の申請を行ったものとみなす。

４　この条例の施行の日前に附則別表の左欄に掲げる改正前の条例の規定による許

可を受けたものは，同表の右欄に掲げる改正後の条例の規定による許可を受けたものとみなす。

附則別表

第５条	第６条
第１０条第１項	第１１条第１項

（保健福祉局保健福祉部障害企画課）